

住居確保給付金について

住居確保給付金は、借家に居住している失業した方に対して一定の期間を就労支援しつつ家賃を支給する事業として実施してきた経緯がありましたが、就労収入減少により離職や廃業と同程度の状況になった方も対象となっております。

支給対象（現行）

- ・ 離職・廃業後2年以内の者

拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

対象者 離職・廃業から2年以内（疾病等の特別な事情で2年以上経過していても認められる場合もありますのでご相談ください）、又は、休業等により就労収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給期間 原則3か月（求職活動が充実している場合は、延長ができます）
※最長9か月まで

支給額 単身世帯月額31千円、2人世帯月額37千円、3～5人世帯月額40千円、6人世帯月額43千円、7人以上世帯月額48千円が上限

支給要件

- 収入要件：世帯全員の収入合計額が市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12 + 家賃額（生活保護の住宅扶助基準額が上限）を超えないこと
※単身世帯収入月額合計109千円以下、2人世帯収入月額合計152千円以下、3人世帯収入月額合計180千円以下等
- 資産要件：世帯全員の預貯金の合計額が一定額以下であること
- 求職活動等要件：ハローワークで求職活動をすることや就労支援の面談を受けること等

【問い合わせ先・申請先】

滝沢市社会福祉協議会

住所 滝沢市中鵜飼47-1

連絡先 019-684-1110